

1. 件名：美浜発電所3号炉、高浜発電所1，2，3，4号炉及び大飯発電所3，4号炉の発電用原子炉設置変更許可（大山生竹テフラ噴出規模見直し）に係る面談

2. 日時：令和2年10月20日 14時35分～14時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

渡邊安全規制調整官、岡本主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、堀口主任安全審査官、大野安全審査官、鈴木審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部門 プラント・保全技術グループ
チーフマネジャー 他10名◎

5. 要旨

（1）関西電力株式会社から、本日の審査会合（第911回 公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

- 設置変更許可申請書の本文及び添付書類について、火山影響に係る記載箇所を網羅的に示すとともに、降灰層厚の変更に伴いそれらの記載の変更の必要がないかを説明すること。
- 美浜3号機及び高浜1，2号機の実用炉規則83条の対応について、保安規定の添付2に記載のある主な作業時間の変更を要することなく、対策全体が成立することを、タイムチャート等を用いて説明すること。
- 非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタの性能試験は、現状、高浜1，2号機の基準捕集量が突出して数値が高いため、現在採集している試験結果の説明と併せて、その理由を説明すること。
- 改良型フィルタの清掃時に使用するテント（大飯3，4号機以外）は層厚変更を踏まえても影響がないことを補足説明資料に追加すること。

（2）関西電力株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上